

情 個 審 第 4 8 号

令和8年2月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年12月6日付け農整諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の土地改良区の換地委員手当が未払いであることに関する同手当の金額の流れ及び用途に係る行政文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第223号）

（情報公開答申第193号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った、不開示決定処分（存否応答拒否）は、行政文書の特定に不十分な点があるが、改めて特定すべき文書は既に廃棄され、実施機関において保有していないと認められることから、当該処分について、取り消されるべきとまではいうことはできない。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和6年1月9日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、換地委員手当の金額の流れ（県南農林事務所から連合会県南事業所そして〇〇土地改良区への支払）及び用途に係る内容の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定及び通知

令和6年1月24日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け南農土指令第12号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年3月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書における主張

(1) 経営体育成基盤整備事業〇〇地区は、平成〇〇年度から行われ、換地業務は茨城県から茨城県土地改良事業団体連合会（県南事業所）（以下「連合会」という。）へ委託され、その換地業務の一部が連合会から〇〇〇〇〇〇土地改良区（以下「〇〇土地改良区」という。）へ換地委員手当として、平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間に2,906,000円が支払われている。

〇〇土地改良区では、連合会から支払われた上記換地委員手当の収入を年度毎に支出したようにし、収支ゼロで〇〇〇〇〇人余の全組合員に決算報告をした。

(2) ところが、換地委員から換地委員手当を貰わないでボランティアで仕事をしている等の話が出たため、審査請求人を含めた地権者が〇〇土地改良区に対して、連合会からの換地委員手当の支払状況を調査した。

そして、令和〇年〇月〇〇日開催の〇〇地区事業運営委員会・換地委員会に出席し、連合会から支払われた換地委員手当の年度別支払一覧表を作成し、説明のうえ意見を述べた。

また、換地委員手当の未払いについては、令和〇年〇月〇〇日の〇〇地区権利者会議の中で、〇〇土地改良区事務局長（以下「事務局長」という。）から「手当については、改良区の事業費負担分等に充当する旨を換地委員に説明した（令和〇年〇〇月〇〇日）」との発言があった。

そこで、令和〇年〇月〇日、連合会に再度確認したところ、「換地委員手当は連合会から手当として支払うべく金額を提示し、〇〇土地改良区から連合会へ請求させ、〇〇土地改良区指定の口座に支払った」とのことであった。

(3) このような支払状況に、審査請求人を含む組合員は納得できず、県南農林事務所用地管理課に確認したところ、〇〇土地改良区から換地委員手当に関する通帳の写しを入手する等の調査を行い、通帳残高はゼロである旨の説明があった。

しかし、それだけでは2,906,000円の使途の詳細が不十分であるので、換地委員手当の金の流れ(県から連合会への支払、また〇〇土地改良区への支払)及び使途の開示請求をしたところ、開示しない旨の通知があった。

〇〇土地改良区では、平成〇〇年から〇〇年度の換地委員手当の収入を年度ごとに支出したように見せかけ、〇〇〇〇〇人余の全組合員に収支ゼロで決算報告しているため、換地委員手当について地権者が調査した内容を令和〇年〇月〇〇日に県南農林事務所用地管理課長へ書面にて提出・説明した上で、開示しない理由を確認したところ、換地委員手当使途については、〇〇土地改良区で使途を説明する義務があるとの繰り返しの返事であった。

県南農林事務所用地管理課では県営土地改良事業の過年度決算済の予算執行状況についての使途を説明することができないのか。

(4) 令和〇年〇月〇〇日の〇〇土地改良区総括監事（以下「総括監事」という。）から審査請求人への報告説明によると、換地委員手当2,906,000円については、令和〇年〇〇月〇〇日に支払済みで、残金はゼロであるとのことだった。

この支払について約半数の換地委員に確認したところ、換地委員手当2,

906,000円に対して、実際の手当支払額は約400,000円で、およそ2,500,000円が用途不明のため、〇〇〇〇〇〇の意見を踏まえ用途を確認したく審査請求をするものである。

2 反論書における主張

実施機関は、当該文書の存在を答えること自体が、特定の法人等において不適切な経理を行った事実の有無及び県から当該法人等に対する指導の有無を開示することとなり、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、第7条第3号アの規定により不開示となる文書であるため、本件処分を行ったとの主張であるが、土地改良法第29条及び第144条の罰則規定と条例第7条について、国の法律と茨城県の規則とではどちらが上位か。

〇〇地区の土地改良事業の財源内訳は全て税金（国50パーセント・県27.5パーセント・〇10パーセント・地元負担金12.5パーセントも創設換地の〇〇〇〇の財源）である事は言うまでもない。

この換地委員手当の財源は全て税金であるため、その用途について、何回も県南農林事務所用地管理課長及び担当主任に伺ってきたところだが、換地委員手当の用途不明金については、調査したが教えられない、〇〇土地改良区では説明する責任・義務があるとの繰り返しの回答であった。

換地委員手当は連合会から〇〇土地改良区へ平成〇〇年度から〇〇年度までに2,906,000円が支払われており、〇〇年も経ってしまっている。そこで、令和〇年〇月〇〇日連合会県南事業所〇〇〇に用途について再確認したところ「連合会からの換地委員手当は手当として支払うものであって、換地委員手当がきちんと経理され、〇〇〇〇〇余の全組合員に決算報告も行っており、公表は問題ない。」との説明。

加えて、このような不自然な経理がされているので、令和〇年〇〇月〇〇日に事務局長に確認したところ、県南農林事務所用地管理課から不適切な経理についての指導などは一切なかったとのことで、用地管理課長及び担当主任の説明と矛盾しており、実施機関の弁明書は納得できず、反論する。

3 令和7年1月23日付け提出文書における主張

- (1) 換地委員手当の用途について、県南農林事務所の主張に一貫性がなく、専門の方々(弁護士・〇〇〇〇〇〇・国会議員秘書官)からご意見などを頂いたが、県南農林事務所用地管理課からは無視されており、専門の方の助

言に添って次のとおり時系列にまとめたところ不合理なことがわかった。

ア 平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間に2,906,000円が連合会から〇〇土地改良区へ支払われている。〇〇土地改良区では各年度毎に全組合員〇〇〇〇〇人全員に決算報告をしている。

イ 組合員からの指摘を受け、令和〇年〇月〇日〇〇土地改良区から審査請求人が換地委員手当支払いの資料を閲覧し、「年度別換地委員手当支払一覧表」を作成した。

ウ 令和〇年〇月〇〇日の〇〇地区事業運営委員会・換地委員会に地権者の審査請求人ほか2名が出席、換地委員手当支払一覧表を基に不自然な換地委員手当の流れを説明して意見を述べた。

エ 令和〇年〇〇月〇日総括監事から審査請求人が報告を受ける。事務局長から聞き取った結果は、「県連合会より〇〇年度から〇〇年度までの交付金は通帳へ移して管理した」、「出席委員10名位に、換地委員手当からお茶代支払」、「令和〇年以内に換地委員手当を支払う」とのこと。

オ 令和〇年〇月〇〇日、総括監事から審査請求人が再度報告を受ける。事務局長から聞き取った結果は「換地委員手当は、令和〇年〇〇月〇〇日に旧換地委員に資料を渡して説明し、令和〇年以内に支払済で、残金は無い」とのこと。

カ 令和〇年〇月〇〇日の〇〇地区土地改良事業権利者会議で換地委員手当の支払いについて審議され、会議録によると次のとおりだった。

(ア) 県と連合会との換地事務委託契約により換地委員手当が連合会から〇〇土地改良区に支払われている。しかし、〇〇土地改良区は、決算書では支払ったものとしているが、換地委員手当を実際には支払っていない。

(イ) 換地委員手当の未払いについて、事務局長より、各換地委員に集まってもらったうえで、手当については〇〇土地改良区の事業費負担分等に充当する旨を説明しており、委員も承諾している旨の発言。

キ 令和〇年〇月〇日事務局長から審査請求人へ、換地委員手当使途について、「令和〇年〇〇月〇〇日、委員長名で換地委員を招集し、委員に説明し、公表しなくて良い事になったので決算内容は教えられない。連合会からの換地委員手当は、支払ったようにして決算した」と説明があった。

その後、審査請求人が換地委員に確認したところ、換地委員手当を公表しなくて良い事になったとの話は聞いていないとのことで、矛盾している。

(2) 換地委員手当の審査請求の経緯については、〇〇地区土地改良事業権利

者会議が令和〇年〇月〇〇日に行われ、土地改良法 89 条による縦覧が令和〇年〇〇月〇日から〇〇月〇日まで行われた。そして縦覧で問題を発見したため、県農地整備課に相談し、同法 87 条により審査請求を行った。

(3) 審査請求人がまとめた考え

ア 換地委員手当を支払いしたように収支ゼロで〇〇土地改良区地権者全員に決算報告をしておいて、不正問題が発覚し、国会議員・〇〇〇議員・警察・新聞社が入ってきた途端、あわてて決算報告後 3 年も経ってから不正問題として、県南農林事務所用地管理課長及び担当主任と事務局長たちが責任のなすりあいをしていることは許せない行為できちんとすべきと思っている。

イ 補助金の経理を適切に行っていれば何ら問題もない事案と思っていたが、これらの会議議事録を事務局長が令和〇年〇〇月〇〇日以降作成していない旨の話を、令和〇年〇〇月〇〇日に審査請求人ほか 1 名が聞かされた。5 年以上も議事録がない状況で、地権者はどこで各種会議結果等を知り得ることができるのか、各種議事録の作成については誰が指導するのか。

ウ 県営土地改良事業の、換地委員手当の財源は国費 50 パーセント、県費 27.5 パーセント〇〇〇〇 10 パーセント、地権者 12.5 パーセント（この負担分も創設換地費で〇〇〇〇負担）である。換地委員手当は全部が税金である為、用途について、警察の意見を踏まえ総括監事に調べてもらった。

そこで、県南農林事務所用地管理課が〇〇土地改良区換地委員手当の用途を調べたが、「県からは用途の内容は教えられない、〇〇土地改良区では用途を説明する責任があるので聞いてほしい」旨の説明があった。

〇〇土地改良区に確認したところ、換地委員手当については、県南農林事務所用地管理課から一切指摘指導等はないとの返答があり、責任のなすりあいに関係地権者たちは困っているので、なんとか県で早く対応してほしい。

エ 最後に、県南農林事務所土地改良部門用地管理課では、弁護士・〇〇〇〇〇〇・国会議員秘書官たちのご意見などを無視して対処しているが如何なものか。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

1 弁明書における主張

(1) 本件行政文書について

本件開示請求については、開示請求書における「請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」に記載されている事項を前提とした「換地委員経費について不適切な経理を行った疑いがある、〇〇土地改良区に関する換地委員経費の金額の流れ及び用途」についての行政文書を開示請求していると特定した。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アでは、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の該当事業に関する情報であって、同号ア及びイに掲げるものを不開示情報として規定しており、同号アにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

一般に、特定の法人等において不適切な経理を行った事実の有無及び特定の法人等に対する指導の有無については、公にすることにより当該法人等の信用、社会的評価等の棄損が見込まれる、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報に当たることから、同号アの不開示情報に該当する。

(3) 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件開示請求については、上記（1）の行政文書の開示を求めていると解されるところ、本件行政文書の存否を明らかにするだけで、上記（2）で述べた不開示情報を開示することになることから、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は、妥当であると考えられる。

(4) 実施機関における換地委員経費の用途の説明について

審査請求人は、本件審査請求において、「県南農林事務所用地管理課では県営土地改良事業の過年度決算済の予算執行状況についての用途を説明することができないのか。」と主張しているが、この主張は、審査請求書の他の部分の主張を踏まえると、審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」に記載されている経緯を前提に、〇〇土地改良区における換地委員経費の用途の説明を求めるものと解されるところ、上記（2）のとおり、特定の法人等において不適切な経理を行った事実の有無については、条例第

7条第3号アに該当する不開示情報であるから、説明することはできない。

2 結論

以上により、本件処分には、違法又は不当の点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書の特定の妥当性について

- (1) 本件処分において、実施機関は、開示請求書における「請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」に記載されている事項を前提に、換地委員経費について不適切な経理を行った疑いがある、〇〇〇〇〇土地改良区に関する換地委員経費の金額の流れ及び使途に係る内容の行政文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に詳細を確認させたところ、概ね以下のとおりであった。

ア 開示請求書において、実施機関が〇〇土地改良区に対して不適正経理に関する調査を行っている旨の記載があったことから、上記のとおり本件対象文書1を特定した。

そのうえで、仮に実施機関が不適正経理に係る調査を行い、不適正経理に関する文書を取得したとしても、特定の法人等において不適切な経理を行った事実の有無及び特定の法人等に対する指導の有無は、条例第7条第3号アの不開示情報にあたることから、存否応答拒否をしたものである。

イ 上記アのとおり、本件開示請求の対象を不適正経理に係る文書と考えていたため、平成〇〇年度から平成〇〇年度に実施機関から連合会に委託した換地業務に係る文書（以下「本件対象文書2」という。）については、不適正経理に関する文書ではないことから、本件開示請求の対象文書として特定しなかった。

ウ 換地業務の委託事業に関して県が保有している文書は、直接の委託先である連合会との間で締結された委託事業に係る委託契約書や連合会からの業務完了報告書である。

なお、当該委託事業に係る連合会と土地改良区のやり取りに係る文書は提出を受けていないため、実施機関は保有していない。

エ 本件対象文書2について、契約に係る文書の保存期間である5年を経過していることから、既に廃棄しており、存在していない。

(2) 以下、上記実施機関からの説明を踏まえ検討する。

上記(1)アのとおり、実施機関は、本件処分において、不適切経理に係る調査に関する文書を対象として、本件対象文書1を特定しているが、本件開示請求で審査請求人が開示を求めている文書は、「換地委員手当の金額の流れ(県南農林事務所から連合会県南事業所そして〇〇土地改良区への支払)」であり、不適正経理に係る調査に関する文書に限定して開示を求めていると解することはできない。

したがって、上記(1)ウのような本件対象文書2も対象として特定し、その上で、開示又は不開示の判断をすべきであったと考えられる。

しかし、上記(1)エのとおり、実施機関は、当該文書については、契約に係る文書の保存期間である5年を経過したことにより、既に廃棄している旨説明している。

茨城県文書等整理保存規程(昭和59年茨城県訓令第19号)では、保存期間が長期又は10年に属するものを除く契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等の保存期間が満了した時の措置に係る基準は廃棄とされており、本件対象文書2について既に廃棄しており存在しないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められず、そのほか、実施機関において、本件対象文書2を保有していたと判断すべき特段の事情は認められない。

以上により、本件対象文書2については、実施機関が改めて文書を特定の上で決定をしたとしても、不開示となることは明らかであると認められることから、本件対象文書2の特定漏れを理由として本件処分を取り消すべきとまではいえないと判断する。

2 本件対象文書1に係る本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書1について、存否を答えること自体が、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、以下、それらの規定への該当性について、順次検討する。

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号アにおいては、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報については、不開示情報から除くとされている。

イ これを本件についてみると、仮に本件対象文書1が存在しているとす

るとすれば、そのこと自体から、実施機関が、特定の土地改良区に不適正経理の疑いがあるとして調査を行ったこと（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるということができる。

そして、本件存否情報が明らかになった場合、当該土地改良区の社会的信用及び評価の低下や地権者等との信頼関係が損なわれることに繋がり、事業の運営に影響を受けることとなり、当該土地改良区の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

ウ また、人の生命、健康等を保護するため本件存否情報を公にする必要があると判断すべき特段の事情も認められない。

よって、本件存否情報は、条例第7条第3号ただし書の情報には該当しない。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみると、上記(1)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当するところ、本件対象文書1が存在しているか否かを答えるだけで、同号アの不開示情報に該当する本件存否情報の有無を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が条例第10条の規定により本件対象文書1の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

本件処分を行うに当たり、実施機関は開示請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」に記載の事項を前提に、対象文書の範囲を「不適正な経理に係る文書」と解釈して文書の特定を行っているが、上記1(2)のとおり、

本件処分を取り消すべきとまではいえないものの、文書特定の範囲が適正であったとはいえ、特定に当たっての検討が不十分であったことは否定できない。

開示請求書の記載内容のみで対象の文書について判断できない場合は、実施機関は、開示請求者に対して十分な確認を行い、必要な場合は行政文書を特定するに足りる事項について補正を求めるなどしたうえで、対象の文書について検討を行い、開示請求者が開示を求める行政文書を不足なく特定するよう努めるべきであり、今後、同様の事務処理を行うに当たって、十分留意することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 | 月 | 日 | 内 | 容 |
|------|-----|-----|----|--------------------|
| 令和6年 | 12月 | 6日 | 諮問 | 受理 |
| 令和7年 | 11月 | 18日 | 審査 | (令和7年度第8回審査会第一部会) |
| 令和7年 | 12月 | 18日 | 審査 | (令和7年度第9回審査会第一部会) |
| 令和8年 | 1月 | 22日 | 審査 | (令和7年度第10回審査会第一部会) |
| 令和8年 | 2月 | 19日 | 審査 | (令和7年度第11回審査会第一部会) |